

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2021年 5 月 7 日

【会社名】 株式会社中広

【英訳名】 CHUCO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 永次

【本店の所在の場所】 岐阜県岐阜市東興町27番地

【電話番号】 058-247-2511（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 倉橋 誠一郎

【最寄りの連絡場所】 岐阜県岐阜市東興町27番地

【電話番号】 058-247-2511（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 倉橋 誠一郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号並びに第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

1. 当社の財政状態及び経営成績の状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく報告）

(1) 当該事象の発生年月日

取締役会決議日 2021年4月30日

(2) 当該事象の内容及び損益に与える影響額

減損損失の計上

当社は、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当社の保有する固定資産についての将来の回収可能性を検討した結果、2021年3月期の個別財務諸表において減損損失131百万円を特別損失として計上することといたしました。

繰延税金資産の計上

当社は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づき、繰延税金資産の回収可能性について慎重に検討した結果、2021年3月期の個別財務諸表において繰延税金資産の増加額56百万円を法人税等調整額として計上することといたしました。

2. 当社グループの財政状態及び経営成績の状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく報告）

(1) 当該事象の発生年月日

取締役会決議日 2021年4月30日

(2) 当該事象の内容及び損益に与える影響額

減損損失の計上

当社において減損損失を計上することとしたため、2021年3月期の連結財務諸表において減損損失131百万円を特別損失として計上いたします。

繰延税金資産の計上

当社において繰延税金資産を計上することとしたため、2021年3月期の連結財務諸表において当該増加額56百万円を法人税等調整額として計上いたします。